

教育厚生常任委員会説明資料

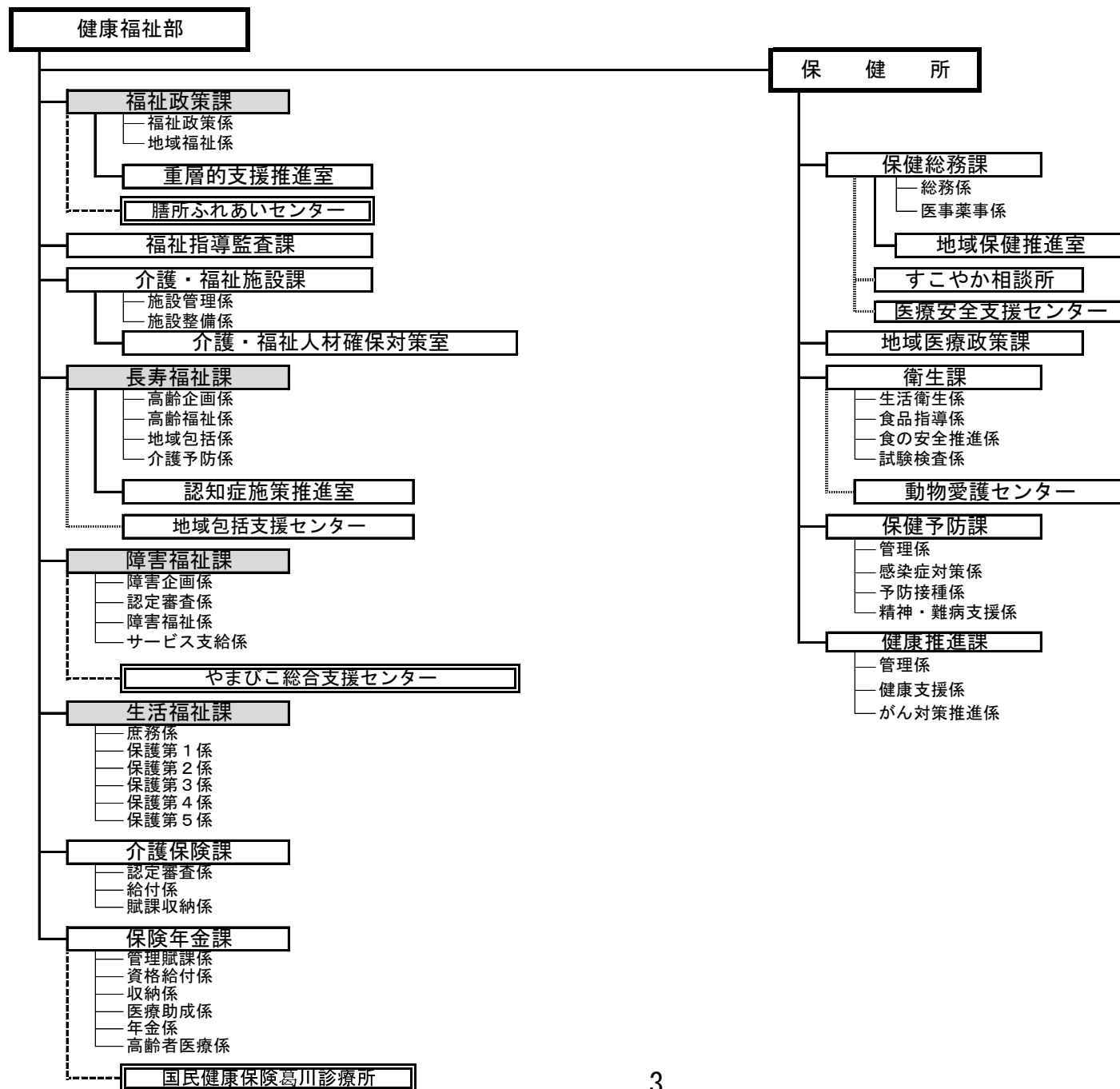
健康福祉部
令和7年5月22日

目次

機構図	・ ・ ・ 3
福祉政策課	・ ・ ・ 4
福祉指導監査課	・ ・ ・ 11
介護・福祉施設課	・ ・ ・ 15
長寿福祉課	・ ・ ・ 20
障害福祉課	・ ・ ・ 31
やまびこ総合支援センター	・ ・ ・ 39
生活福祉課	・ ・ ・ 42
介護保険課	・ ・ ・ 49
保険年金課	・ ・ ・ 52
保健総務課	・ ・ ・ 59
地域医療政策課	・ ・ ・ 65
衛生課	・ ・ ・ 68
動物愛護センター	・ ・ ・ 73
保健予防課	・ ・ ・ 76
健康推進課	・ ・ ・ 82

健康福祉部機構図 (令和7年4月1日現在)

(注) グレーの所属は福祉事務所を兼ねる。



【福祉政策課】

1 課の事務概要

福祉政策係

- (1) 福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 大津市社会福祉審議会に関すること。
- (3) 社会福祉統計に関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。
- (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害に係る業務その他罹災者支援に関すること(他課の分掌事務に属するものを除く。)
- (7) 災害対策基本法(昭和36年法律第233号)の規定による避難行動要支援者名簿の管理に関すること。
- (8) 無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。
- (9) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) 課、重層的支援推進室及びふれあいセンターの一般庶務に関すること。

地域福祉係

- (1) 地域福祉活動の推進に関すること。
- (2) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (3) 成年後見制度利用支援に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関すること(他課の分掌事務に属するものを除く。)
- (5) 更生保護団体との連絡調整に関すること。
- (6) ふれあいセンターとの連絡調整に関すること。
- (7) 大津市ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。

給付金担当

- (1) 物価高騰対策緊急支援給付金に関すること。

重層的支援推進室

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく重層的支援体制の整備に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多機関協働事業の実施に関すること。

膳所ふれあいセンター

- (1) 市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し場所を提供すること。
- (2) 公印保管に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 大津市社会福祉審議会の開催（委員数：47名） 大津市社会福祉審議会の開催 令和7年4月21日（月） 専門分科会の開催（必要に応じて開催） ・民生委員審査専門分科会 ・障害者福祉専門分科会 ・児童福祉専門分科会 ・高齢者福祉専門分科会 ・地域福祉専門分科会

	2 民生委員児童委員一斉改選 2,010 千円 民生委員児童委員について、令和 7 年 11 月 30 日で 3 年の任期を迎えることから、令和 7 年 12 月 1 日の一斉改選に向けて準備を進めていく。定数は、令和 4 年度の改選時と同じ 664 名である。 また、全民生委員児童委員の委嘱式を令和 7 年 12 月 1 日に大津市民会館にて開催予定である。 3 戦傷病者戦没者遺族等援護事務 2,713 千円 (1) 戦没者の遺族に対する特別弔慰金 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、国として改めて弔意の意を表すため、特別弔慰金が継続支給されることとなり、当課においては請求にかかる県への進達を行っている。 ・戦没者の遺族に対する特別弔慰金（第 12 回特別弔慰金「い」号） - 請求期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日 - 額面 27.5 万円（5 年償還の記名国債） (2) 平和祈念大津市戦没者追悼式 ・開催予定日 令和 7 年 11 月 6 日（木） ・開催場所 生涯学習センター 4 生活困窮者自立支援事業 73,162 千円 平成 27 年 4 月 1 日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業等を行っている。（委託先：社会福祉法人 大津市社会福祉協議会等）
--	--

	(1) 自立相談支援事業 生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題の解決に向けた自立支援計画を策定し、困窮状態からの早期自立を支援している。また、他の機関とのネットワークを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、支援に時間が必要な方に対して、より丁寧な支援を行っている。 (2) 就労準備支援事業 複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な方に対し課題把握や支援方針を決定するためのプログラムを作成し、個々の状況に応じた支援（日常生活・社会生活・就労自立支援）を行っている。 (3) 家計改善支援事業 生活困窮者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことで、相談者自身の家計管理能力を高め、早期自立を支援している。 (4) 子どもの学習・生活支援事業 各地域での子どもの学習機会の提供及び居場所づくりを行うことで、子どもの社会的自立を促す学習支援を行っている。 (5) 地域づくり事業 生活困窮者と地域とのつながりづくりのために、社会参加や交流を目的とした居場所としてサロンの開催、地域住民への情報発信として地域主催での福祉のまちづくり講座の開催等を行っている。
--	--

	5 成年後見制度利用支援事業 25,594 千円 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立てをする身寄りがないためにその利用が困難な認知症高齢者等の権利を擁護するために、平成 13 年度から市長による審判の請求を行うとともに、平成 21 年度から低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見制度の利用に係る後見報酬の助成を行っている。本市においては、令和 4 年 3 月に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用の促進、地域連携のネットワークの構築等、権利擁護支援の取り組みを進めている。 なお、平成 28 年度から「大津市権利擁護サポートセンター」を明日都浜大津に設置し、専門的な対応が求められる相談業務等を実施しており、令和 4 年度からは同センターに地域連携ネットワークのコーディネート役等を担う中核機関としての機能を追加している。（委託先：認定特定非営利活動法人 あさがお） 6 物価高騰対策緊急支援給付金（3 万円）支給事業 1,348,276 千円 （うち令和 7 年度繰越額 234,521 千円） 令和 6 年 11 月に閣議決定された国の経済対策に基づき、本市において実施する低所得者世帯向けの給付金事業である。内容として、令和 6 年度住民税均等割非課税者のみで構成される世帯（ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯を除く）に対して 1 世帯につき 3 万円を支給する。また、対象世帯に 18 歳以下の子どもが含まれる場合は、1 人につき 2 万円を加算して支給する。 ① 支給対象世帯数 36,770 世帯（4/22 時点） 子ども加算対象世帯数 2,817 世帯（4,876 人）（4/22 時点） ② 基準日 令和 6 年 12 月 13 日 ③ 支給開始時期 令和 7 年 3 月 28 日にプッシュ型給付を実施。（以降順次、通常給付を実施）
--	--

	※プッシュ型給付⇒国に公金受取口座を登録されている方や、過去に本市から同様の給付金を受給されている方に対して申請等を不要として支給する方式 ※通常給付⇒申請等と審査を経て支給する方式 7 重層的支援体制整備事業 10,614 千円 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、様々な関係機関による連携体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。令和5年度から「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」を試行的に開始し、令和6年度は「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業（マッチング支援）」を委託により開始した。令和7年度は「参加支援事業（居場所づくり）」として、支援対象者の社会復帰訓練事業の実施を予定している。
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 ふれあいセンターのあり方について ふれあいセンターのあり方については、関連施設及び近隣施設を含め、部局間で協議・調整をしながら令和3年度に今後の方針を検討し、令和4年度末には中ふれあいセンター、令和5年度末には伊香立ふれあいセンター及び南ふれあいセンター、令和6年度末には比叡ふれあいセンターの廃止を行った。膳所ふれあいセンターについては、地域との協議を進め、協議が整い次第、廃止に向けて進めていく。

	2 民生委員の担い手不足について 令和4年度一斉改選において、選任が困難な地区があり、全体で定数を13名下回った。令和7年4月1日現在では16名の欠員がある。そこで、令和7年度の一斉改選に向けて、大津市民生委員児童委員協議会連合会及び大津市社会福祉協議会と協働して民生委員の担い手不足解消に向けた取り組みを進めてきた。引き続き、担い手不足解消に向けて努めていく。 3 災害弔慰金等支給審査委員会の設置について 災害関連死についての審査を行うための委員会の設置に向けて、令和6年度から取組を進めており、令和7年度は、委員の人数や職種、運用方法等の詳細を協議し、条例の改正に向けて取り組んでいく。 4 成年後見人等からの送付先変更の申出に対する一括受付について 成年後見人等への送付先変更の手続きについては、業務の内容ごとに各所属の窓口等で行っているところであるが、送付先変更の届出を一括受付する方法について、他都市の取組事例などを調査し、関係所属と協議を行っていく。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	特になし

【福祉指導監査課】

1 課の事務概要

- (1) 社会福祉法人の指導監査に関すること。
- (2) 社会福祉施設の指導監査に関すること。
- (3) 社会福祉法人の設立の認可、定款の変更の認可等に関すること。
- (4) 社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。
- (5) 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。
- (6) 社会福祉連携推進法人の認定、定款の変更の認可等に関すること。
- (7) 社会福祉充実計画の承認に関すること。
- (8) 保育所及び認定こども園の利用者処遇の指導監査に関すること。
- (9) 指定居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設の指定等に関すること。
- (10) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。
- (11) 指定居宅サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
- (12) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。
- (13) 指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
- (14) 有料老人ホームの届出に関すること。
- (15) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（住宅政策課の所管に属するものを除く。）の立入検査に関すること。
- (16) 課の一般庶務に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 指導監査・事業所管理事業 3,025 千円 (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査 ①対象法人及び施設数 ア) 社会福祉法人 28 法人 イ) 社会福祉施設等 99 施設 (うち 8 施設は書面監査) (うち老人福祉施設 8、障害者支援施設 1、児童福祉施設 63、幼保連携型認定こども園 27) ②指導監査内容 管理運営、会計・経理、利用者処遇 (給食含む) (2) 介護及び障害福祉サービス事業者等の指定等 市内の介護及び障害福祉サービス事業者等の指定 (新規・更新) に係る審査並びに事業所の各変更届及び各種加算に係る届の受理 (3) 介護及び障害福祉サービス事業者等の指導 ①運営指導等対象事業所 ア) 指定居宅サービス事業者等 156 事業所 イ) 指定障害福祉サービス事業者等 153 事業所 ウ) 有料老人ホーム 7 事業所 エ) サービス付き高齢者向け住宅 5 事業所 ②指導内容 運営基準、報酬請求

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 介護及び障害福祉サービス事業者等への適切な指導について 近年、市民の福祉ニーズに対応するため、介護及び障害福祉サービス事業所が増加している。このような状況の中、介護及び障害福祉サービス事業者等に対して、国から求められている指導周期に応じた実地による運営指導と全ての事業者を対象とした集団指導を年に1回実施しているが、運営基準や報酬基準の理解不足等により改善を要する事業者が多いことから、事業者には制度の理解を深めてもらえるよう、引き続き適切な指導・助言を行うとともに、集団指導の内容の充実を行っていく。 また、令和7年度の機構改革に伴い、介護及び障害福祉サービス事業者等の事業所指定に関する業務等が当課に移管された。当該業務の移管により、事業所指定時の指導から、定期的な運営指導、さらには監査の実施による行政処分に至るまでの対応が一元化され、事業所に対する総合的かつ継続的な指導ができる体制となった。一方、定期的な運営指導と事業所指定業務を同時並行的に実施していく必要があるため、計画的に業務を遂行していく。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 令和6年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等の実績 (1) 指導監査 ①一般指導監査 社会福祉法人 22 法人 社会福祉施設等 119 施設（うち 32 施設は書面監査） （うち保護施設 1、老人福祉施設 27、障害者支援施設 1、児童福祉施設 65、幼保連携型認定こども園 25） ②特別指導監査 該当なし

	③随時指導監査 該当なし (2) 社会福祉法人設立認可等 ①法人認可 0 件（該当なし） ②定款変更認可 10 件 ③定款変更届出受理 4 件 ④基本財産処分承認 3 件 ⑤基本財産担保提供承認 1 件 2 令和 6 年度の介護及び障害福祉サービス事業者等の指定等の実績 (1) 処理件数（令和 7 年 3 月 31 日現在） ①指定居宅サービス事業者等 ア) 新規指定 82 件 イ) 指定更新 143 件 ②指定障害福祉サービス事業者等 ア) 新規指定 62 件 イ) 指定更新 78 件 3 令和 6 年度の介護及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査の実績 (1) 指定居宅サービス事業者等 115 事業所（うち監査 1 事業所） (2) 指定障害福祉サービス事業者等 147 事業所（うち監査 2 事業所） (3) 有料老人ホーム 2 事業所 (4) サービス付き高齢者向け住宅 3 事業所
--	---

【介護・福祉施設課】

1 課の事務概要

施設管理係

- (1) 老人福祉センター及び市立デイサービスセンターの指定管理者による管理に関する事。
- (2) 老人憩の家管理に関する事。
- (3) 老人健康広場の管理に関する事。
- (4) 軽費老人ホーム事務費運営補助に関する事。
- (5) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団との連絡調整に関する事。
- (6) 障害者福祉センターの指定管理者による管理に関する事。
- (7) 課及び介護・福祉人材確保対策室の一般庶務に関する事。

施設整備係

- (1) 民間の介護保険施設等の整備に関する事。
- (2) 介護保険施設等の整備等に係る補助に関する事。
- (3) 大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に関する事。
- (4) 老人福祉施設の認可及び届出に関する事。
- (5) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成 6 年滋賀県条例第 42 号）第 11 条第 2 項の規定による特定施設の新築等をしようとする者との協議に関する事。

介護・福祉人材確保対策室

- (1) 介護人材及び福祉人材（障害福祉に関するものに限る。）の確保に係る施策の推進に関する事。
- (2) 大津市介護人材確保連携会議に関する事。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 高齢者施設管理・運営事業 (1) 老人福祉センター運営事業 144,790 千円 はぴすこ（老人福祉センター）5 か所の指定管理委託料 等 (2) 老人福祉センター施設整備事業 149,280 千円 はぴすこ（老人福祉センター）の機能充実に伴う設計・工事 等 令和 6 年度から令和 10 年度にかけて中、南、東、北、木戸の順に入浴事業とデイサービス事業を順次廃止し、シャワールーム及びトレーニングルームを設置する。令和 7 年度は東はぴすこの改修工事及び北はぴすこの工事設計を実施する。 東はぴすこは令和 8 年 4 月 1 日に機能充実に伴うリニューアルオープン予定。 (3) 高齢者健康生きがい施設管理事業 23,691 千円 老人憩の家 4 か所、健康広場 5 か所等の施設管理 (4) 老人デイサービス運営委託事業 41,521 千円 通所介護事業所の運営 シルバーハウジング生活援助員の派遣 等 2 介護保険事業計画推進事業 157 千円 第 9 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき「地域密着型サービス」の整備及び「入所・居住系施設サービス」の転換事業者を公募し、大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に諮って選定する。 また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの改築等を支援するため、大津市

介護施設等整備費補助金交付要綱に改築等に係る補助金単価を加える要綱改正案を令和 6 年度に作成したことから、令和 7 年度は制度周知及び当該補助金活用に係る協議を行う予定。

○令和 7 年度公募対象事業

地域密着型サービス	整備数／人数
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	1 か所／12 人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所
共用型認知症対応型通所介護	既存施設からの転換等を審議の上認める
看護小規模多機能型居宅介護	

入所・居住系施設サービス	人数
既存施設併設の短期入所生活介護事業所（ショートステイ）から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換	4 人

3 障害者支援施設整備事業

32,058 千円

おおつ障害者プラン（大津市障害者計画・大津市障害福祉計画（第 7 期計画）・大津市障害児福祉計画（第 3 期計画））に基づき、市において不足しているサービス等について、必要かつ良質なサービスを提供するため、施設整備、又は増築・改築等を実施予定の事業所の設置運営を行う法人を公募し、大津市民間社会福祉施設等整

	備事業審査委員会に諮って選定する。 令和 7 年度の予算については、令和 6 年度同審査委員会にて選定された 1 法人分の予算であり、国からの内示があった場合に執行する。 ○共同生活援助事業所（定員 10 人） （社福）美輪湖の家大津[北大路三丁目] 4 介護人材確保対策事業 6,639 千円 介護の仕事の社会的重要性や魅力の発信、市内の介護サービス事業所に就業する人の増加、定着のための機会創出や事業所の育成に資する事業を実施する。 ・ 大津市介護人材確保連携会議 ・ 大津市介護人材確保 総合情報サイト ・ おおつ介護フェスタ 《魅力発信》 ・ 介護事業者による中学校・高等学校向け出前講座 《魅力発信》 ・ おおつ介護に関する入門的研修 《就業》 ・ 介護職員との交流会 《就業》 ・ おおつ介護事業所オンラインセミナー 《定着》 ・ 新人介護職員フォローアップ研修 《定着》 ・ 介護職キャリアアップ促進給付金 《定着》 5 障害福祉人材確保対策事業 2,700 千円 ・ 障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金 ・ 福祉の魅力発信事業（大津市障害者自立支援協議会）
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 介護・福祉人材確保に向けた施策の推進について 介護職及び障害福祉サービス従業者の人材不足は全国的な課題である中、本市では、第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、介護人材の確保を重要な施策として位置づけ、①「介護の仕事」の重要性や魅力の発信、②介護職への就業促進、③介護職の定着促進の3つの方向性により施策を推進している。 また、おおつ障害者プランにおいても、基本的な施策として障害福祉人材の確保・定着を掲げ、障害福祉を担う人材の育成に側面から支援する施策を展開しており、令和7年度機構改革において、介護職と障害福祉サービス従業者の人材確保を一体的に取り組むため、介護人材確保対策室を介護・福祉人材確保対策室へと名称変更している。 令和7年度は、おおつ介護フェスタや学校向け出前講座などの魅力発信の取組み、入門的研修や介護職員との交流会など人材確保につながる取組みを継続しつつ、新たに新人介護職員フォローアップ研修を実施するほか、キャリアアップ促進給付金の対象とする資格や研修を増やすことで、介護・福祉人材の定着促進につながる取組みを推進していく。 2 重度障害者の住まいの場の不足について 介護者の高齢化や障害児者の特性、精神科病棟での社会的入院解消、障害者虐待からの保護等のため、自宅以外の住まいの場となるグループホームや短期入所の整備に努めているが、施設入所やグループホーム入居を希望する待機者が約110人いる現状である。引き続き、国の補助金の確保に努め、特に本市に不足している強度行動障害を呈する人や重症心身障害児者・医療的ケアを必要とする人などの重度障害者に対応できるグループホームなどの住まいの場の整備を進めていく。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	特になし

【長寿福祉課】

1 課の事務概要

高齢企画係

- (1) 高齢者の支援に係る企画及びその推進に関すること。
- (2) 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画に関すること。
- (4) 老人クラブ、シルバー人材センター等福祉団体の育成に関すること。
- (5) 敬老祝記念品に関すること。
- (6) 災害時要支援者対策に関すること。
- (7) 福祉有償運送に関すること。
- (8) 課及び認知症施策推進室の一般庶務に関すること。

高齢福祉係

- (1) 高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による措置及び負担金の徴収に関すること。
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく地域支援事業その他高齢者の福祉に資する事業（紙おむつサービス及び配食サービスに関するものに限る。）に関すること。

地域包括係

- (1) 地域包括ケアシステムに関すること。
- (2) 地域包括支援センターの管理運営に関すること。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問介護、通所介護サービスに関すること。
- (5) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく地域支援事業その他高齢者の福祉に資する事業（紙お

むつサービス及び配食サービスに関するものを除く。) に関すること。

介護予防係

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業に関すること。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関すること。
- (3) 高齢者の健康及び生きがい事業の推進に関すること。
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関すること。

認知症施策推進室

- (1) 認知症施策に関すること。

和邇地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(和邇及び小野地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。))。
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 小松及び木戸地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。))。
- (6) 公印の保管に関すること。

堅田地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。))。
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 葛川、伊香立、真野及び真野北地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。))。

- (6) 公印の保管に関する事。

比叡地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(雄琴、日吉台及び坂本地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (5) 下阪本及び唐崎地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事。

中地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (5) 滋賀及び山中比叡平地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事。

膳所地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(平野及び膳所地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (5) 富士見及び晴嵐地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事。

南地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(石山及び南郷地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 大石及び田上地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

瀬田地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(瀬田及び瀬田南地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 上田上、青山、瀬田北及び瀬田東地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 高齢者活動支援事業 (1) 高年齢者労働能力活用事業 16,014 千円 シルバー人材センター運営費等補助金 等

	(2) 老人クラブ活動助成事業 11,411 千円 老人クラブ活動補助金 等
	(3) 敬老事業 8,116 千円 敬老祝状の贈呈 等
	2 災害時要支援者対策事業 3,726 千円 避難行動要支援者名簿管理システムハザードマップ更新 避難行動要支援者名簿登録者に対する地域提供同意の確認
	3 成年後見制度利用支援事業（介護保険事業特別会計） 44,481 千円 成年後見人への報酬を支払うことが困難な方に対して、報酬の一部又は全部を補助する。
	4 老人保護措置事業 427,152 千円 養護老人ホーム措置者数（令和 7 年 4 月 1 日現在） 179 人
	5 ショートステイ事業 2,000 千円 おおむね 65 歳以上の社会適応が困難なひとり暮らしの高齢者や、虐待を受けていて保護が必要な高齢者を、一時的に養護老人ホームに受け入れる。
	6 認知症施策に関する事業
	(1) 認知症施策推進事業（介護保険事業特別会計） 28,987 千円
	①認知症初期集中支援チームの設置 医療系職員 1 名（認知症地域支援推進員を兼務）、介護系職員 3 名（認知症

	地域支援推進員を兼務)を配置し、専門医に意見を聞きながら、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 ②認知症地域支援推進員（認知症地域支援推進員）の配置 認知症専門職員を配置し、認知症疾患医療センター、介護事業所、民生委員等、医療・介護・地域との連携強化を図る（初期集中支援チーム員との兼任4名）。 ③医師によるもの忘れ相談事業 認知症に困っている本人や、家族、施設の職員等を対象に、医師があんしん長寿相談所、認知症カフェや各種イベント等で個別相談に応じる。 ④認知症カフェ事業 認知症の人やその家族をはじめ、地域の人や専門職が相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場の開設 （令和7年度 認知症カフェ12か所、若年性認知症カフェ1か所） ⑤大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合において、これを補償するための個人賠償責任保険を利用する事業（賠償額の上限：1億円。自己負担：なし） （令和6年度末現在 登録者数 119人） (2) 認知症サポーター養成事業（介護保険事業特別会計） 6,833千円 認知症サポーター養成講座の実施 地域住民をはじめ、事業所等幅広い層に対し養成講座を実施する。 （令和6年度末時点） 認知症サポーター養成数累計 28,072人 （うち企業・職域型認知症サポーター養成数 6,261人）
--	---

	(3) 家族介護支援事業（介護保険事業特別会計） 3,485 千円 ①家族介護者を対象とした交流事業 ・「男性介護者のつどい」 ・「介護技術教室」の実施 ②啓発活動 ・「オレンジリングフォーラムおおつ」 ピアザ淡海にて多くの市民に認知症を啓発することを目的として9月20日に開催予定 ・「認知症啓発イベント」 商業施設等などでブース出展を行い、認知症事業の周知啓発に取り組む。 ・「認知症啓発ウィーク」 世界アルツハイマーデー（9/21）を含む9/15～9/30を認知症啓発ウィークと位置づけ、各種広報活動や講演会等を集中的に取り組む。 ③行方不明高齢者早期発見事業 ・「行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業」 認知症により行方不明となるおそれのある高齢者を事前に登録することで、行方不明になった時に協力者に対してメール配信し、情報提供を呼びかける事業 ・「行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業」 認知症の人が行方不明になった場合の早期発見に役立つGPS機器を貸与する事業
--	---

	7 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険事業特別会計） ①総合事業サービス事業 972,077 千円 要支援1・2及び事業対象者のホームヘルプ・デイサービス事業 ②短期集中予防型サービス事業 5,365 千円 看護職やリハビリ専門職等による介護予防サービス事業 ③配食サービス（総合事業型） 15,859 千円 65歳以上の単身、高齢者世帯等で栄養改善が必要な高齢者や、障害や疾病により調理が困難で、見守りを必要とする高齢者のうち、要支援認定者又は総合事業対象者に対し、安全で栄養のバランスのとれた昼食（弁当）を自宅まで届け、高齢者の安否確認を行う。 (2) 一般介護予防事業（介護保険事業特別会計） ①介護予防活動支援事業 4,200 千円 地域で介護予防活動を行う団体に対する補助 月1回活動の場合3万円、週1回活動の場合9万円 ②介護予防フィットネス事業 2,150 千円 民間スポーツクラブ等を会場とした通所型事業 5会場で各10回開催予定 ③地域リハビリテーション活動支援事業 1,356 千円 介護予防サポーター養成講座を実施 リハビリ専門職が住民主体の集いの場に出前講座を実施 ④介護予防普及啓発 279 千円 フレイル（心身の機能低下）を予防するための食をサポートするため、大学生に高齢者向けの高たんぱく質お惣菜レシピを作成してもらい、広く市民に周知・啓発を行う。
--	--

	8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 16,555 千円 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、健診・医療・介護データ等の一体的な分析を行い、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行う。 ・介護予防の普及啓発、高齢者の健康の把握、支援を目的とした「健康いきいき講座」の実施 ・民間企業と連携した「運動」を中心とした介護予防教室の開催 令和7年度から1会場（南はぴすこ）増やし、6会場で実施 ・多剤服用の副作用等（ポリファーマシー）による低栄養の予防事業 9 地域包括支援センターの管理運営に関する事業 (1) 地域包括支援センター活動推進事業（介護保険事業特別会計）420,306 千円 高齢者の総合相談、高齢者虐待対応及び権利擁護、包括的・継続的マネジメント、包括的支援事業の実施及びセンターの管理運営 (2) 地域包括支援センター運営事業 129,649 千円 要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成する。 10 フレイル予防事業 5,533 千円 節目年齢にあたる70歳高齢者を対象に、フレイルを防ぎ、健康な生活を送る意識付けを行うため、介護予防パンフレットと併せて市で実施している一般介護予防事業一覧を配布して啓発する。あわせて、「運動体験」、「栄養講座」、「歯科・口腔のチェック」、「はり、きゅう・あん摩マッサージ」等から選べる無料体験クーポンを同封して、フレイル予防を体験してもらう。
--	---

	11 生活支援事業費（介護保険事業特別会計） 33,793 千円 地域の支え合いの活動を発掘するほか、新たな支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を保健福祉ブロック毎に配置し、各地域特性に応じた高齢者の生活を支える仕組みづくりを推進する。その他、高齢者支援の担い手養成を行うとともに、地域のインフォーマルサービスを中心とした社会資源情報の見える化の推進等を図っていく。 12 在宅サービス事業 (1) 寝具丸洗いサービス事業 1,297 千円 寝たきりや認知症の高齢者の寝具を丸洗い乾燥する。（年 1 回） (2) 老人日常生活用具給付等事業 8,668 千円 ひとり暮らし高齢者等の安心・安全の確保のために緊急通報装置を貸与する。 (3) 小規模住宅改造経費助成事業 15,520 千円 日常生活能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にするために行う住宅改修経費の一部を助成する。 (4) 紙おむつ給付事業（介護保険事業特別会計） 80,210 千円 寝たきりや認知症のため、紙おむつを常用し在宅生活をしている高齢者に対して紙おむつ券を交付し、高齢者の衛生の向上や介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。 (5) 配食サービス（任意事業型）（介護保険事業特別会計） 34,927 千円 65 歳以上の単身、高齢者世帯等で栄養改善が必要な高齢者や、障害や疾病によ
--	---

	り調理が困難で、見守りを必要とする高齢者（総合事業型の配食サービス対象者を除く。）に対し、安全で栄養のバランスのとれた昼食（弁当）を自宅まで届け、高齢者の安否確認を行う。
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 災害時避難行動要支援者名簿（地域提供用）の活用について 地域の名簿受入れに対する理解を促進し、確認書を交わした提供学区を拡充していく必要がある。 ＜現在の提供状況（令和7年4月1日現在）＞ 提供済 21学区と1単位自治会 管理団体 学区の自主防災会、自治連合会、まちづくり協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 真野あんしん長寿相談所の移転について 令和7年3月31日から特別養護老人ホーム榛原の里（大津市真野普門三丁目1120番地）に移転予定であった真野あんしん長寿相談所について、市街化調整区域における用途変更に係る手続きが必要であるところ、その手続きが完了できていないことから、完了までの間、移転を延期し、現在の住所地（真野四丁目24番38号）で業務を継続している。 市街化調整区域における用途変更は、開発審査会の議を経る必要があるため一定の期間を要するが、速やかに用途変更が認められるよう、運営事業者、関係課と連携し対応を進めていく。

【障害福祉課】

1 課の事務概要

障害企画係

- (1) 障害福祉事業の企画及び調整に関すること。
- (2) おおつ障害者プランの策定及び推進に関すること。
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に関すること。
- (4) 大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関すること。
- (5) 身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関すること。
- (7) 障害者スポーツ振興事業に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。
- (10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害児及び障害者に係る措置（以下障害福祉課の項において「措置」という。）の負担金の徴収に関すること。
- (11) やまびこ総合支援センターとの連絡調整に関すること。

認定審査係

- (1) 大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付等に関すること。
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の調査、主治医意見書及び審査認定の審査に関すること。
- (4) 大津市障害者総合支援法施行条例（平成18年条例第8号）に基づく介護給付費等の支給に係る審査会に関すること。

- (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給要否決定に関する事。
- (6) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療機関の指定に関する事。
- (7) 自立支援医療の給付に関する事。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、特別障害者手当等の支給に関する事。
- (9) 特別児童扶養手当の支給に関する事。
- (10) 療育手帳に係る経由事務に関する事。
- (11) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療のうち精神通院医療に係る経由事務に関する事。

障害福祉係

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害者地域生活支援事業の利用決定に関する事。
- (2) 障害者虐待の防止に関する事。
- (3) 措置の実施及び措置の負担金の徴収の決定に関する事。
- (4) 手話施策推進事業に関する事。
- (5) その他心身障害者（児）福祉に関する事。

サービス支給係

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費に係る給付決定に関する事。
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害者地域生活支援事業の利用決定に関する事。

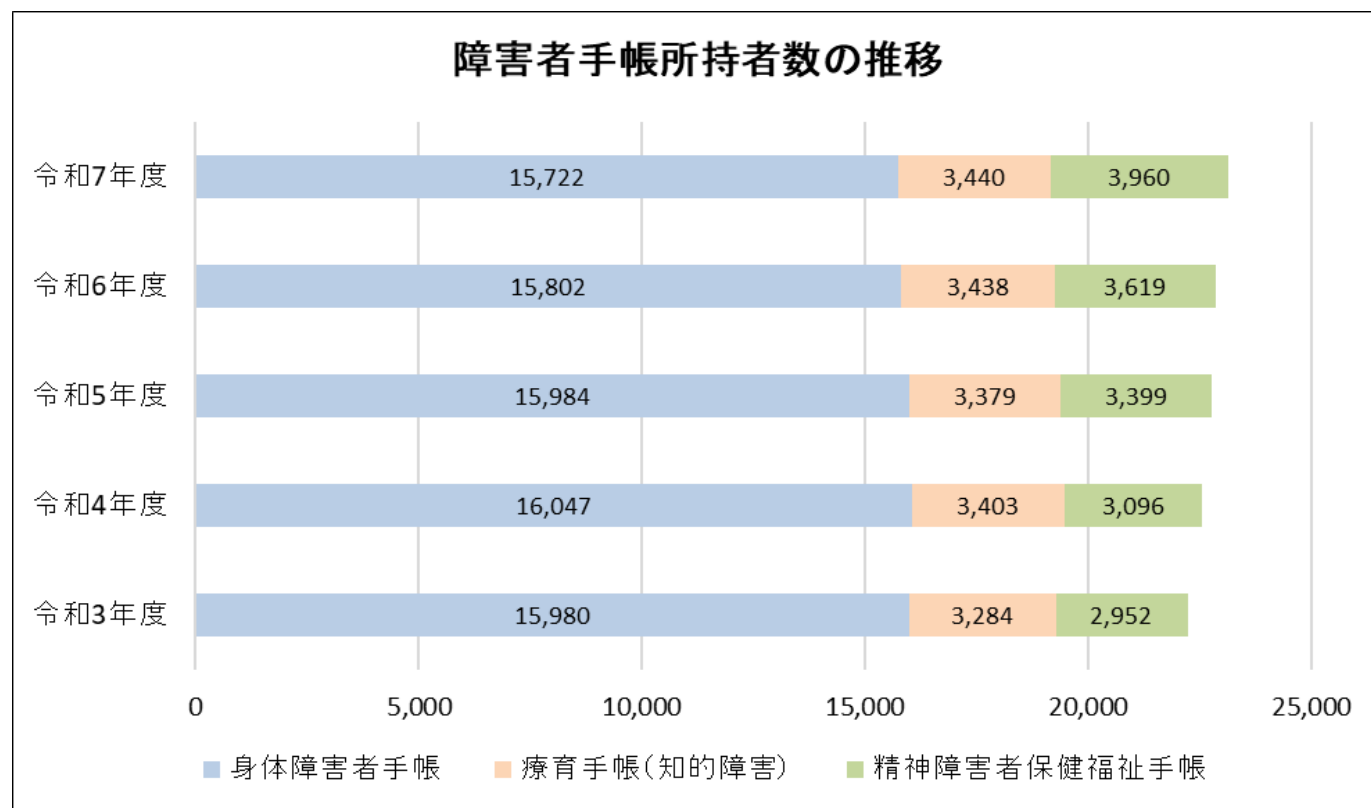
項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

【大津市の障害者手帳所持者数：令和7年3月31日現在】

- ・身体障害者手帳 15,722 名
- ・療育手帳（知的障害者） 3,440 名
- ・精神障害者保健福祉手帳 3,960 名

※身体障害者手帳所持者数について、令和3年3月22日付け厚生労働省通知に基づき、令和3年度以降は死亡者の返還届未提出者にかかる職権消除を行っているが、令和2年度以前の死亡者については行っていない。



	1 障害福祉サービス事業 12,162,012 千円 (1) 介護給付費及び訓練等給付費 障害者総合支援法に基づく身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病患者等への介護給付費及び訓練等給付費の支給 <令和7年4月1日現在の利用決定者数> 居宅介護等訪問系サービス 1,547 名、施設入所 132 名、日中活動系サービス 2,127 名、グループホーム 538 名、短期入所 549 名、相談支援 2,836 名 (2) 補装具・自立支援医療給付 身体障害児者の補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の給付及び自立支援医療（更生医療及び育成医療）の給付費 2 地域生活支援事業 820,885 千円 (1) 日常生活用具給付 心身障害児者の日常生活用具（ストマ用装具、特殊寝台、入浴補助用具、点字図書等。なお、令和7年度から在宅人工呼吸器利用者の非常用電源装置を追加）及び在宅重度障害者の紙おむつ給付費 (2) 障害者移動支援事業 重度肢体不自由者や視覚障害児者、知的障害児者等の外出支援を行う事業 ①タクシー利用助成・ガソリン助成事業 ②移動支援事業 (3) 障害者相談支援事業 ①障害福祉サービスの利用相談などを行う障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談調整センター事業を委託
--	--

	②虐待通報受付窓口となる障害者虐待防止センター業務を委託 ③サービス等利用計画作成の促進を図る計画相談作成支援業務を委託 ④発達障害者相談支援センターの運営を委託 ⑤相談支援専門員の増員を促すため指定特定相談支援事業所等体制整備補助制度を実施 (4) 入浴サービス事業 在宅重度身体障害者の訪問入浴サービス（令和7年度から清拭及び部分浴によるサービス提供を開始）及び施設入浴サービスを実施 (5) 住宅改造・自動車改造事業 障害者の住宅改造、自動車改造費助成、自動車操作訓練費助成を実施 (6) 意思疎通支援事業 聴覚障害者への手話通訳者派遣、要約筆記者の派遣事業、手話奉仕員養成事業、聴覚障害者相談員設置事業（令和7年度から高齢ろうあ者のサロン参加促進事業を開始）、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、代筆・代読支援員派遣事業、タブレットを使った手話サービスを実施 (7) 地域活動支援センター事業 精神保健福祉士を配置したⅠ型の地域活動支援センターの運営委託事業 (8) 日中一時支援事業 障害児者の介護を行う方の一時休息や就労支援のため、日中において一時的な障害児者の活動の場を確保する事業
--	--

	(9) 地域生活支援拠点事業 地域の障害児者やその家族が安心して地域での生活を継続できるよう支えるための仕組みとして、地域生活支援拠点等を面的に整備する事業 ①地域生活支援拠点コーディネーター設置事業 ②強度行動障害児者集中支援モデル事業 ③地域生活支援拠点居室確保事業 ④地域生活支援拠点支援員派遣事業
	3 特別障害者手当等給付事業 201,756 千円 20 歳以上の常時特別な介護を要する状態にある在宅重度障害者に特別障害者手当（月額 29,590 円）を給付 他に障害児福祉手当（月額 16,100 円）、経過的福祉手当（月額 16,100 円）を給付
	4 障害者就労等支援事業 151,606 千円 社会的事業所の運営・整備費補助事業及び障害者の就労支援を行うおおつ働き・暮らし応援センター運営補助事業 (1) 社会的事業所運営補助 市内 4 カ所 27 名利用 (2) 滋賀型地域活動支援センター 市内・市外各 1 カ所 20 名利用 (3) おおつ働き・暮らし応援センター 市内 1 カ所 (4) おおつならではの就労移行支援 市内 5 カ所
	5 グループホーム等運営補助事業 945 千円 知的障害者自立生活支援ホーム運営補助 1 カ所

	6 心身障害者福祉対策事業 86,915 千円 (1) 障害者団体運営補助 ①指定障害者支援施設運営費補助 ②認定審査事業費 ③障害者日中活動の場支援事業 ④障害福祉活動推進事業補助 ⑤障害者総合支援法の施行にかかる事務的経費 ⑥障害福祉サービス事業所等就職支援事業 ⑦医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業 ⑧重度障害者大学等修学支援事業 ⑨強度行動障害者等受入環境整備事業 7 重度障害者地域包括支援事業 81,596 千円 (1) 重度障害者地域生活支援事業 2 力所 (2) 強度行動障害者グループホーム運営事業 2 力所 (3) 重症心身障害者特別加算事業 3 力所 (4) 重症心身障害者対応人員配置加算事業 6 力所 (5) 強度行動障害者通所特別支援事業 11 力所 (6) 重症心身障害者入浴サービス加算事業 5 力所 (7) 重症心身障害者送迎加算事業 2 力所 (8) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業 6 力所
4 今年度においてパブリック コメントの手続きを執るこ とを予定している計画	特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 相談支援専門員の不足について 障害福祉サービス利用計画を作成する相談支援専門員が慢性的に不足し、セルフプランにより障害福祉サービスを利用している障害児者が3割近くになっている。相談支援専門員による適切なアセスメントやモニタリングが行われていないサービス利用が増え、障害福祉サービスの事業費増加の一因となっている。対策として、相談支援専門員の増員を促すため、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金により、相談支援事業所の安定的な経営を支援している。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	特になし

【やまびこ総合支援センター】

1 センターの事務概要

- (1) やまびこ総合支援センターの事業運営に関すること。
- (2) 生活支援センターに関すること。
- (3) 生活介護事業施設「さくらはうす」に関すること。
- (4) 総合在宅福祉サービス事業施設「ひまわりはうす」に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	市内在住の知的障害者（児）とその家族を支援する複合的通所施設として、やまびこ総合支援センターを開設し運営管理を行っている。 1 やまびこ総合支援センター運営事業 65,153 千円 やまびこ総合支援センターの施設管理、設備機器の維持管理のほか、送迎バスの運行や給食サービス等を行う。 2 障害福祉サービス事業 341,143 千円 委託先：社会福祉法人 びわこ学園 (1) 生活支援センター（相談支援事業） 知的障害者や家族からの相談に応じ、相談員が必要な情報の提供や福祉サービスの申請支援、障害福祉サービスの利用計画の作成を行うほか、作業療法

士、理学療法士及び心理判定員が3療育施設、保育所、幼稚園、学校、障害福祉事業所等への巡回相談を行っている。

(2) 生活介護事業施設 「さくらはうす」 定員 60 名

重度の重複障害・行動障害等がある 18 歳以上の方が利用される通所施設で、食事、排泄等の身の回りの介助、日常生活上の支援、創作的活動等の支援を行う。

月曜日から金曜日、マイクロバス 4 台、ワゴン車 8 台で送迎を実施。

(3) 総合在宅福祉サービス事業施設 「ひまわりはうす」

利用者ニーズに即したサービスを提供するため、令和 5 年度に事業の見直しを行い、令和 6 年度より新規事業として「訪問型生活介護事業」を実施している。

① ヘルプ事業

重度訪問介護や行動援護を中心に医療的ケアが必要な方を対象とした支援を行う。

② 日中一時支援

障害者の介護を行う方々の休息のため、毎週土曜日・日曜日に障害者の余暇支援として調理実習や外出など日中における集団活動を実施する。

③ 入浴サービス

自宅入浴が困難な市内在住の身体障害者の方を対象に、センター内の機械浴槽で行う。

④ 居宅介護（ホームヘルプ）・夜間一時保護（ナイトケア）

24 時間、365 日体制で緊急時のホームヘルプやナイトケアを行う。緊急以外の日常的なヘルプは他事業所と調整している。

	⑤ 訪問型生活介護 日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うことにより、通所サービスにつなげていく。 (4) 医療支援事業 センター内に嘱託医師を配置し、月 8 回を限度として、やまびこ園、わくわく教室、のびのび教室も含め巡回し、医療支援を行う。
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 施設維持管理について やまびこ総合支援センターは開設から 25 年が経過し、設備によっては経年劣化、耐用年数が過ぎたものなどがある。各定期点検における指摘事項への対応をはじめ、不具合の修繕等に努めているが、利用者の安全性、快適性を損なうことのないよう計画的な施設改修・保全を図る必要がある。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	特になし

【生活福祉課】

1 課の事務概要

庶務係

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護金品等の支給に関すること。
- (2) 生活保護法による経理に関すること。
- (3) 生活保護法による医療扶助及び介護扶助に関すること。
- (4) 生活保護法による保護施設の設置許可、指導監査等に関すること。
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付金の支給、医療支援給付、介護支援給付、経理に関すること。
- (6) 社会福祉統計に関すること。
- (7) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (8) 墓地埋葬法による葬祭等に関すること。
- (9) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会福祉資金貸付業務に関すること。
- (10) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会法外扶助費支給業務に関すること。
- (11) 課の一般庶務に関すること。

保護第1～5係（各係共通）

- (1) 生活保護法による措置に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の生活支援に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

- (6) 居宅生活移行総合支援事業として住居確保に課題を抱える方の生活の安定や向上に関すること。
- (7) 墓地埋葬法による葬祭等に関すること。

項 目	内 容																																																
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし																																																
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 生活保護事業6,830,401 千円 病気や障害あるいは失業等、様々な理由により生活に困窮している世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法による措置を講ずると共に、その自立を助長するための施策を実施する。 <table><tr><th>(内訳)</th><th>予算額 (千円)</th><th>構成比 (%)</th><th>対前年比 (%)</th></tr><tr><td>生活扶助費</td><td>2,038,056</td><td>29.84</td><td>101.29</td></tr><tr><td>教育扶助費</td><td>32,327</td><td>0.47</td><td>149.94</td></tr><tr><td>住宅扶助費</td><td>1,236,536</td><td>18.10</td><td>102.80</td></tr><tr><td>医療扶助費</td><td>3,218,433</td><td>47.12</td><td>101.50</td></tr><tr><td>介護扶助費</td><td>165,056</td><td>2.42</td><td>95.43</td></tr><tr><td>出産扶助費</td><td>311</td><td>0.01</td><td>100.65</td></tr><tr><td>生業扶助費</td><td>14,464</td><td>0.21</td><td>92.22</td></tr><tr><td>葬祭扶助費</td><td>5,005</td><td>0.07</td><td>112.83</td></tr><tr><td>施設事務費</td><td>115,532</td><td>1.69</td><td>111.31</td></tr><tr><td>就労自立給付金</td><td>2,569</td><td>0.04</td><td>139.32</td></tr><tr><td>進学・就職準備給付金</td><td>2,112</td><td>0.03</td><td>172.27</td></tr></table>	(内訳)	予算額 (千円)	構成比 (%)	対前年比 (%)	生活扶助費	2,038,056	29.84	101.29	教育扶助費	32,327	0.47	149.94	住宅扶助費	1,236,536	18.10	102.80	医療扶助費	3,218,433	47.12	101.50	介護扶助費	165,056	2.42	95.43	出産扶助費	311	0.01	100.65	生業扶助費	14,464	0.21	92.22	葬祭扶助費	5,005	0.07	112.83	施設事務費	115,532	1.69	111.31	就労自立給付金	2,569	0.04	139.32	進学・就職準備給付金	2,112	0.03	172.27
(内訳)	予算額 (千円)	構成比 (%)	対前年比 (%)																																														
生活扶助費	2,038,056	29.84	101.29																																														
教育扶助費	32,327	0.47	149.94																																														
住宅扶助費	1,236,536	18.10	102.80																																														
医療扶助費	3,218,433	47.12	101.50																																														
介護扶助費	165,056	2.42	95.43																																														
出産扶助費	311	0.01	100.65																																														
生業扶助費	14,464	0.21	92.22																																														
葬祭扶助費	5,005	0.07	112.83																																														
施設事務費	115,532	1.69	111.31																																														
就労自立給付金	2,569	0.04	139.32																																														
進学・就職準備給付金	2,112	0.03	172.27																																														

○大津市の生活保護状況

	世 帯 数	被保護人員	保護率 ‰ (ハﾟｰミル)
令和 5 年度末	3, 268	4, 143	12. 07
令和 6 年度末	3, 267	4, 120	12. 01

○世帯類型別構成比（％） ※保護停止中を除く

世帯類型別	令和 5 年度末	令和 6 年度末
高齢者	49. 6	49. 1
傷病障害	28. 7	29. 4
母子	5. 5	5. 0
その他	16. 2	16. 5

2 自立支援プログラム

被保護世帯の自立を助長するため、世帯の実情に合わせた自立支援プログラムを実施している。これに必要な知識を持つ自立支援員を配置し、ケースワーカーとともに支援に当たっている。

○令和6年度実績

プログラム名	実績
就労支援事業	29
中学3年生に対する高校進学支援事業	28
長期入院患者退院促進支援事業	14
多重債務者等支援事業	19
薬物等依存症者社会復帰支援プログラム	0
単身世帯見守り事業	5
成年後見申立支援プログラム	21
資産活用プログラム（リバースモーゲージ）	0
合 計	116

3 住居確保給付金事業

21,957 千円

国の緊急・雇用対策事業として平成 21 年 10 月から住宅手当緊急特別措置事業を実施。平成 25 年度から住宅支援給付事業、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金事業として実施している。

離職者であって就職活動をしている方等のうち、住宅を喪失するおそれのある方等を対象に、住宅及び就労の機会を確保することを目的として賃貸住宅の家賃を支援給付している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和 2 年度に件数・給付額ともに著増となったが、コロナ期における特例の給付金等の効果やコロナ 5 類移行等により減少傾向がみられる。

年 度	件数（前年度からの継続分除く）	給付額（千円）
令和 2 年度	250	61,289
令和 3 年度	157	34,055
令和 4 年度	107	21,097
令和 5 年度	78	18,675
令和 6 年度	74	18,129

4 中国残留邦人等支援事業

40,688 千円

中国残留邦人とその家族に対して生活支援等を行う。

令和 7 年 4 月現在、11 世帯 18 人が対象

	5	行旅病人及び行旅死亡人の取扱	288 千円																		
		行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人の救護又は取扱いを行う。																			
		<table><tr><th>年 度</th><th>行旅病人</th><th>行旅死亡人</th></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年 度	行旅病人	行旅死亡人	令和 2 年度	1	0	令和 3 年度	0	0	令和 4 年度	0	1	令和 5 年度	0	2	令和 6 年度	0	0	
	年 度	行旅病人	行旅死亡人																		
	令和 2 年度	1	0																		
	令和 3 年度	0	0																		
	令和 4 年度	0	1																		
	令和 5 年度	0	2																		
	令和 6 年度	0	0																		
	6	墓地埋葬法による葬祭の取扱い	6, 868 千円																		
	身寄り等がなく葬祭を行う方がいない死者の葬祭の執行に対し、墓地埋葬法により葬祭を行っている。																				
	<table><tr><th>年 度</th><th>葬祭件数</th></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>6</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>12</td></tr></table>	年 度	葬祭件数	令和 5 年度	6	令和 6 年度	12														
年 度	葬祭件数																				
令和 5 年度	6																				
令和 6 年度	12																				
4	今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし																			

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	特になし
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 平成 26 年、平成 29 年 基準改定訴訟について （生活保護変更決定処分取消等請求事件（平成 26 年）） （生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件（平成 29 年）） 国による生活保護基準改定に伴い、生活保護費が引き下げとなる処分の取消を求めて生活保護受給者 9 名が提訴、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等の法律」（以下「権限法」という）に基づいて、法務大臣宛に訴訟実施の請求を行い、法務省と共に対応している。本件については令和 5 年 4 月 13 日に大津地裁にて、本市勝訴の判決が出された。 なお、原告が令和 5 年 4 月 24 日に大阪高等裁判所に控訴したため、法務省とともに対応していく。

【介護保険課】

1 課の事務概要

認定審査係

- (1) 要介護認定に関すること。
- (2) 訪問調査及び主治医意見書に関すること。
- (3) 介護認定審査会の運営に関すること。
- (4) 訪問調査員の指導及び育成に関すること。
- (5) 介護保険被保険者証の交付に関すること。
- (6) 受給資格証明書に関すること。
- (7) 介護保険事業等の運営の状況等の公表に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

給付係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護給付費の適正化に関すること。
- (3) 介護保険の給付に関すること。
- (4) 介護保険被保険者証の交付に関すること。
- (5) 介護サービス諸費の審査及び支払に関すること。
- (6) 高額介護サービス費の貸付に関すること。
- (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。
- (8) 介護保険の事業報告及び統計に関すること。
- (9) 利用者負担の軽減に関すること。
- (10) 介護保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。

賦課収納係

- (1) 介護保険料の賦課及び調定に関すること。
- (2) 介護保険料の決定・変更通知書及び納付書の発行に関すること。
- (3) 介護保険料の収納に関すること。
- (4) 介護保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。
- (5) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- (6) 介護保険被保険者証の交付に関すること。
- (7) 資格者証に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 低所得者対策事業 2,037 千円 低所得で生計が困難である利用者に対して、介護保険サービスの利用者負担を軽減した社会福祉法人等を対象に、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 介護保険事業 33,043,000 千円 保険者として介護保険制度を円滑に実施するため、資格管理や保険料賦課、認定審査、保険給付などの事務事業を推進する。 (令和 7 年 3 月分介護保険事業状況報告より) ・ 第 1 号被保険者数 96,216 人 ・ うち要支援・要介護認定者数 20,074 人 (認定率 20.86%) (1) 保険給付費 30,431,400 千円 ①介護サービス諸費 27,989,456 千円

	②介護予防サービス諸費 933,504 千円 ③高額介護(予防)サービス費等 923,030 千円 ④特定入所者介護(予防)サービス費等 545,959 千円 ⑤その他諸費(審査支払手数料) 39,451 千円 (2) 地域支援事業(長寿福祉課、保健所他所管事業分) 1,930,726 千円 ①介護予防・生活支援サービス総合事業 1,145,029 千円 ②包括的支援事業 601,033 千円 ③任意事業 184,664 千円 (3) その他 680,874 千円 ①職員給与費、管理運営事業費等 210,431 千円 ②訪問調査、認定審査会及び保険料賦課等 470,443 千円
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	特になし
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	特になし

【保険年金課】

1 課の事務概要

管理賦課係

- (1) 国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。
- (2) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。
- (3) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (4) 大津市国民健康保険診療所に関すること。
- (5) 国民健康保険料の賦課及び調整に関すること。
- (6) 国民健康保険料決定通知書、変更通知書及び納付書の発行に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) 課の一般庶務に関すること。

資格給付係

- (1) 国民健康保険の給付に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (3) 国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書の交付及び更新に関すること。
- (4) 療養諸費の審査、支払等に関すること。
- (5) 国民健康保険の医療費の適正化に関すること。
- (6) 国民健康保険高額療養費の貸付に関すること。
- (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。
- (8) 国民健康保険の事業報告及び統計に関すること。

収納係

- (1) 国民健康保険料の徴収に関すること。

- (2) 国民健康保険料の還付金に関すること。
- (3) 国民健康保険料の督促及び滞納整理に関すること。
- (4) 国民健康保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。
- (5) 諸証明の発行に関すること。

医療助成係

- (1) 福祉医療費の助成に関すること。
- (2) 福祉医療費の助成対象者の資格に関すること。
- (3) 老人福祉医療費受給券及び福祉医療費受給券の交付及び更新に関すること。
- (4) 福祉医療費の審査、支払等に関すること。
- (5) 保険者及び医療機関との連絡調整に関すること。
- (6) 福祉医療費受給者の高額療養費返還請求に関すること。
- (7) 福祉医療費助成の事業報告及び統計に関すること。

年金係

- (1) 国民年金被保険者の資格管理に関すること。
- (2) 国民年金諸届の受理及び報告に関すること。
- (3) 国民年金の給付に係る事務に関すること。
- (4) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。
- (5) 国民年金の趣旨の普及に関すること。
- (6) その他国民年金に関すること。
- (7) 在日外国人老齢福祉金及び在日外国人障害福祉金の給付に関すること。

高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格に係る申請の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療資格確認書及び後期高齢者医療特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付に関する

こと。

- (3) 後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関すること。
- (4) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納整理に関すること。
- (5) 滋賀県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。
- (6) 後期高齢者医療制度の啓発に関すること。
- (7) 後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の事業報告及び調査統計に関すること。
- (9) 後期高齢者医療事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。
- (10) 後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。

国民健康保険葛川診療所

- (1) 診療に関すること。
- (2) 診療所施設の維持管理に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 国民健康保険事業 33,328,000 千円【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】 (1) 資格の適正化 居所不明者の実態把握を行なうことにより、住民基本台帳所管課と連携を図りながら資格喪失処理に努める。 日本年金機構や滋賀県国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、資格喪失届出勧奨及び職権喪失処理等により、適正な資格管理に努める。

	(2) 保険料収入の確保 保険料について、被保険者の公平性の観点から未納者に対して督促状や催告書の送付、夜間を含めた納付督促と訪問を実施する。また、納付督促の中で個々の実情の把握に努め、きめ細かな納付相談を行える機会としている。 なお、令和4年10月から被保険者の利便性向上と収納率向上を図るため、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスを導入している。 (3) 医療費の適正化 レセプト点検、医療費通知、後発医薬品差額通知の発送を実施し、医療費の適正化を図る。 2 葛川診療所管理運営事業 10,500 千円【国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）】 医療の公平受益という見地から、山間部である葛川地域に直営診療所を設置し地域住民の健康増進と医療の確保に努める。 診療日 週1日（毎週火曜日9時から12時） 3 福祉医療費助成事業 2,648,530 千円【一般会計】 65歳～74歳の低所得高齢者、障害者・母子家庭・父子家庭・ひとり暮らし寡婦・重度障害者等の社会的弱者や乳幼児及び小学校1年生以上から高校生世代までの児童及び生徒等を対象とした医療費の助成を実施し、保健の向上と福祉の増進を図る。 4 国民年金事業 44,366 千円【一般会計】 国民年金の資格取得届、免除申請書等の受理、年金相談等窓口業務を中心に市民の老後生活の安心と福祉の向上につながる年金受給権を確保するため、年金制度の周知及び各種手続きの適正な案内に努める。 また、将来の無年金・低年金対策として、国民年金保険料の免除・猶予制度のP
--	---

	Rや窓口相談について、日本年金機構と連携し推進していく。 5 後期高齢者医療事業 5,945,000 千円【後期高齢者医療事業特別会計】 4,290,360 千円【一般会計】 後期高齢者医療制度は、被保険者の大幅な増加と医療費の増大が見込まれる中、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、制度の適正な運用に努める。 第9期（令和6年度・7年度）保険料率については、令和6年2月14日付けで条例が公布された。 ・第9期保険料率 - 所得割率 9.56% - 均等割額 48,604 円 - 保険料上限 80 万円 令和4年10月1日から、窓口負担割合が2割の方について適用されていた1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える（入院の医療費は対象外）配慮措置は令和7年9月30日までの適用となる。 本年8月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付の対象とするとともに、新規加入者や券面情報に変更が生じた方についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象となる。マイナ保険証を保有する方も含め資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせは交付されない。
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 第3期滋賀県国民健康保険運営方針に基づいた国民健康保険の運営について 令和5年度に令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする第3期滋賀県国民健康保険運営方針が策定された。 第3期滋賀県国民健康保険運営方針では、県内の保険料水準について、原則、令和9年度の統一を目指す（移行期間：令和11年度まで）とされたため、令和9年度の保険料水準の統一に向け、滋賀県や県内の市町と連携し、これらの実現に向けた取組を行う。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 令和7年度の国民健康保険の保険料について 滋賀県が算定し公表した令和7年度の標準保険料率では、所得250万円、40歳の夫婦と子ども1人世帯の保険料は、令和6年度に本市が賦課した保険料429,780円と比較して約4%増の446,833円であった。本市が賦課する令和7年度の保険料については、国民健康保険事業の運営に関する協議会における審議等を踏まえ、大津市国民健康保険条例に基づき決定する。（告示予定日：令和7年6月1日） 2 従前の被保険者証の発行終了について 被保険者証（健康保険証）については、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行された。ただし、現行は、経過措置により従前の有効な被保険者証を利用することができる。なお、大津市国民健康保険の場合、令和7年7月31日をもって経過措置が終了となり、従前の被保険者証が利用できなくなるため、有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を一斉交付する。

	3 特別療養費の支給について 災害やその他の特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり保険料を滞納している場合には、特別療養費を支給する場合がある。特別療養費の支給対象者となった場合は、医療費の全額（10割）を医療機関の窓口でお支払いいただき、後日、申請により滞納保険料額へ充当することとなる。
--	---

【保健総務課】

1 課の事務概要

総務係

- (1) 健康危機管理の総括に関すること。
- (2) 看護学校に対する運営事業補助に関すること。
- (3) 大津市保健所運営協議会に関すること。
- (4) 保健所衛生委員会に関すること。
- (5) 保健衛生統計調査及び医療統計調査に関すること。
- (6) 献血に関すること。
- (7) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 庁舎の維持管理に関すること。
- (10) 公用車の管理に関すること。
- (11) 課、地域保健推進室及び医療安全支援センターの一般庶務に関すること。

医事薬事係

- (1) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに監視指導に関すること。
- (2) 医薬品等の販売等の許可及び届出並びに監視指導に関すること。
- (3) あん摩マッサージ指圧師等の届出及び監視指導に関すること。
- (4) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関すること。
- (5) 衛生検査所に関すること。
- (6) 医療従事者の免許に関すること。
- (7) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関すること。
- (8) 医療機能情報及び病院報告に関すること。
- (9) 医療安全に関すること。

医療安全支援センター

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の13第1項各号に掲げる事務に関すること。

地域保健推進室

- (1) 地域保健に係る施策の総合的な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること(すこやか相談所の分掌事務に属するものを除く。)
- (3) 大津市保健医療基本計画及び健康おおつ21に関すること。

和邇すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(小松、木戸、和邇及び小野地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

堅田すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

比叡すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(雄琴、坂本、日吉台、下阪本及び唐崎地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

中すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限る。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

膳所すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（平野、膳所、富士見及び晴嵐地域に限る。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

南すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（石山、南郷、田上及び大石地域に限る。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

瀬田すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南及び瀬田東地域に限る。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 保健所運営事業 (1) 保健所運営事業 22,845 千円 ①大津市医師会立看護専修学校受変電設備（キュービクル）更新工事 ②保健所施設の維持管理 2 総合保健対策事業 (1) 健康危機管理体制整備事業 4,165 千円 ①新型インフルエンザ等対策行動計画改定 ②感染症対策備蓄品の更新 ③災害対策備品、備蓄医薬品の維持管理 ④救護活動等用資材の備蓄 ⑤健康危機管理に係る訓練参加 (2) 総合保健対策事業 7,758 千円 ①市内看護師養成学校への支援 ②地域・職域連携推進会議の運営 ③献血及び骨髄等移植の促進 (3) 健康おおつ 21 推進事業 150 千円 ①健康おおつ 21 推進会議の開催 ②健康おおつ 21 応援団事業の推進

	3 医務薬務等指導事業 (1) 医療監視事業 370 千円 ①医療機関（病院・有床診療所）の立入検査の実施 ②医療安全支援センターによる医療に関する苦情・相談等への対応、関係者への指導・助言、情報提供 ③施術所に対する監視指導 ④医療関係者免許等の申請書受付、県への経由、免許証の交付 ⑤医療機関に関する法定統計事務の諸調査の実施 (2) 薬事指導事業 323 千円 ①薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業に対する監視指導、医薬品の収去検査 ②健康食品（無承認無許可医薬品）の買上検査の実施 ③麻薬施用者免許等の申請書受付、県への経由 (3) 毒物劇物指導事業 29 千円 ①毒物劇物販売業者等に対する監視指導 ②警察との協力による危険物運搬車両に対する取締 4 衛生統計調査事業 (1) 衛生統計調査事業 2,509 千円 ①国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基礎調査等の各種統計調査の実施 5 すこやか相談所管理運営事業 (1) すこやか相談所運営事業 107,156 千円 ①市内7か所のすこやか相談所への保健師の配置等、地域保健活動の充実 ②旧比叡すこやか相談所の解体工事
--	---

	③すこやか相談所の維持管理
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	1 新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年12月末実施予定）
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 市民の健康危機に対する保健所の対応体制の整備について 自然災害だけではなく、新たな感染症の流行が拡大した場合の対応も含め、県や医療機関、大津市三師会等の関係団体との平時からの情報共有などによる連携強化を図るとともに、引き続き災害対応備品の配備、医薬品・衛生材料の備蓄、災害発生時に必要な人員の確保などの健康危機管理体制の整備に努めていく。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 新型インフルエンザ等対策行動計画改定について 令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年7月に滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定予定である。本市においても、政府、県の行動計画と整合性を図るため、令和8年3月末に大津市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定予定である。 改定に当たり、有識者会議を新設するとともに、健康危機管理対策協議会及び大津市医療体制検討部会において意見を聴取する。

【地域医療政策課】

1 課の事務概要

- (1) 地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関すること。
- (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) 在宅医療に関すること。
- (6) 地域リハビリテーションの支援に関すること。
- (7) 公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (8) 地域の保健医療に係る各種団体等に対する補助に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 地域医療確保支援事業 (1) 地域医療推進事業 30,795 千円 ①訪問診療及び訪問看護の体制強化 ②相談支援拠点の機能強化（拠点型訪問看護ステーション） ③三師会公衆衛生活動事業への支援

	(2) 医療確保対策事業 113,102 千円 ①夜間及び休日、地域に必要な医療体制（後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療）の確保等を図るための財政支援 ②地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の運営（令和6年度業務実績評価、第2期中期目標期間の業務実績に関する評価など） 2 地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等事業 (1) 市立大津市民病院運営費負担金 1,781,141 千円 ①地方独立行政法人法第85条第1項に規定する設立団体が負担すべき経費（法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など）について、総務省からの通知に基づく運営費負担金等を支出し、地域医療の確保を図る。 (2) 病院事業債管理特別会計の管理 1,896,425 千円 ①移行前地方債（病院事業債）の債務の償還（支出） ②地方独立行政法人市立大津市民病院への長期貸付（支出）及びこれに充てる貸付事業債の借入（収入） ③移行前地方債及び貸付事業債の債務に充てるべき地方独立行政法人市立大津市民病院からの収入
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 在宅医療体制の整備について 今後増加すると予測される医療ニーズの高い在宅療養者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、引き続き、在宅医療提供体制の整備に取り組む。
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の開催について 地方独立行政法人市立大津市民病院の第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価等を行うため、評価委員会を開催（2 回予定）する。 2 在宅療養や看取りについて 市民が在宅療養や看取りについて考える機会を提供するため、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関するリーフレットを作成・配布するとともに、市ホームページにも掲載することで、引き続き、情報発信の充実に取り組む。

【衛生課】

1 課の事務概要

生活衛生係

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関する事。
- (2) 温泉の利用の許可に関する事。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (4) 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生に関する事。
- (5) 生活衛生に係る啓発に関する事。
- (6) 衛生営業施設総合管理システムに関する事。
- (7) 一般公衆浴場運営補助金に関する事。
- (8) 衛生害虫の相談に関する事。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- (10) 狂犬病予防注射済票の交付に関する事。
- (11) 課の一般庶務に関する事。

食品指導係

- (1) 食品衛生関係施設の営業許可等及び監視指導に関する事。
- (2) 食品の表示（健康の保護を図るためのものに限る。）に関する事。
- (3) 食中毒及び不良食品の調査指導に関する事。
- (4) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関する事。
- (5) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関する事。
- (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に関する事。
- (7) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事。
- (8) 食品衛生関係功労者等の表彰に関する事。

食の安全推進係

- (1) 食の安全・安心に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 食育推進の総括に関すること。
- (3) 食の安全・安心に係る啓発に関すること。
- (4) 特定給食施設の届出及び監視指導に関すること。
- (5) 食品の表示（健康の増進を図るためのものに限る。）に関すること。
- (6) 専門的栄養指導に関すること。

試験検査係

- (1) 国等の試験研究機関との調整に関すること。
- (2) 食品等の試験検査に関すること。
- (3) 感染症に係る試験検査に関すること。
- (4) 水質汚濁等環境に係る試験検査に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 生活衛生事業 (1) 生活衛生監視指導事業 676 千円 ①生活衛生関係営業施設の許可及び届出事務並びに施設等の計画的な監視指導の実施 ②わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025 の開催に伴う宿泊施設等に対する監視指導の実施

	(2) 衛生総務事業 10,357 千円 ①今年度から新たに運用を開始した生活衛生関係営業施設等の許認可及び監視指導情報等を一元管理するシステムの保守業務の実施
	2 公衆浴場運営補助事業 5,100 千円 (1) 一般公衆浴場の経営安定化や衛生環境整備の推進による利用促進を図るため、事業者に対する補助金の交付
	3 食品衛生事業 (1) 食品衛生監視指導事業 2,374 千円 ①食品衛生関係施設の許可及び届出事務並びに施設等の計画的な監視指導の実施 ②わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025 の開催に伴う宿泊施設の調理施設、弁当調製施設及び各競技会場の食品提供施設等に対する監視指導の実施 (2) 食品衛生自主管理推進事業 1,280 千円 ①食品の衛生管理システムの国際標準であるHACCP（ハサップ）（危害分析・重要管理点方式）の制度化に対応するため、食品事業者に対する導入指導及び実施状況の確認 ②食品関係事業者を対象とした講習会等の開催、相談指導及び食品衛生推進員による巡回指導の実施 ③大津市HACCP適合証明取得支援事業（相談対応、セミナー等）の実施
	4 衛生啓発推進事業 (1) 生活衛生啓発事業 139 千円 ①生活衛生関係事業者を対象とした講習会等の開催や自主衛生管理の向上に向

	けた啓発事業の実施 (2) 食品衛生啓発事業 1,072 千円 ①食の安全性についてのリスクコミュニケーションの充実を図ることを目的とした大学との官学協働による食の安全・安心シンポジウムの実施 ②市民・事業者向けの食中毒予防啓発活動の実施及び講習会等の開催 5 食環境整備事業 2,071 千円 (1) 健康おおつ 21（第 3 次計画）・第 4 次大津市食育推進計画（令和 6 年～令和 17 年）に基づく食育啓発活動の推進 (2) 特定給食施設及び多数給食施設に対する計画的な栄養指導の実施 (3) 国民健康・栄養調査（国の委託事業）の実施 6 試験検査事業 (1) 検査施設管理運営事業 36,036 千円 ①行政検査業務に必要な機器類等の管理運営 (2) 衛生検査事業 11,133 千円 ①食品の検査及び食中毒や感染症等の原因究明、拡大防止のための検査の実施 (3) 環境検査事業 1,309 千円 ①環境部からの依頼による排水等の検査及び公共用水域等の水質検査等の実施
--	---

4 今年度においてパブリック コメントの手続きを執るこ とを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で 報告すべきと思われるもの	特になし
6 その他、特に報告すべきと 思われるもの	特になし

【動物愛護センター】

1 課の事務概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 第一種動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 動物の飼養又は収容のための施設に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 飼い犬の登録に関すること。
- (7) 滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 動物愛護センターの庶務に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 動物愛護管理事業 (1) 動物愛護管理事業 3,740 千円 ①許可及び届出事務並びに監視指導業務、動物愛護や適正飼育の啓発、犬・猫の引取、保護等に関する業務 ②動物愛護啓発 ③犬猫多頭飼育対策事業補助金 ④ミルクボランティア (2) 地域猫活動支援事業 379 千円 ①「地域猫活動」の普及啓発や不妊手術等 (3) 動物愛護センター管理運営事業 2,793 千円 ①施設の維持管理 (4) 動物愛護センター施設改修事業 2,816 千円 ①屋根及び外壁改修工事に係る設計 2 狂犬病予防事業 7,839 千円 (1) 狂犬病予防注射及び飼犬登録事務 3 防疫衛生事業 45 千円 (1) 感染症及び災害発生時の防疫業務
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 致死処分ゼロを目指した、犬猫の引取数の減少、返還譲渡率の向上																																																																												
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 犬猫の引取等の状況について 【犬】 (単位：件) <table> <tr> <th></th><th>引取</th><th>返還</th><th>譲渡</th><th>致死処分</th><th>苦情・相談</th></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>23</td><td>11</td><td>9</td><td>3</td><td>70</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>26</td><td>19</td><td>6</td><td>3</td><td>60</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>27</td><td>23</td><td>5</td><td>1</td><td>67</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>23</td><td>18</td><td>1</td><td>3</td><td>73</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>10</td><td>8</td><td>3</td><td>0</td><td>82</td></tr> </table> 【猫】 (単位：件) <table> <tr> <th></th><th>引取</th><th>返還</th><th>譲渡</th><th>致死処分</th><th>苦情・相談</th></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>48</td><td>0</td><td>24</td><td>24</td><td>54</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>46</td><td>0</td><td>21</td><td>24</td><td>41</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>19</td><td>0</td><td>7</td><td>13</td><td>33</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>26</td><td>1</td><td>16</td><td>9</td><td>54</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>17</td><td>1</td><td>3</td><td>14</td><td>51</td></tr> </table>						引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談	令和2年度	23	11	9	3	70	令和3年度	26	19	6	3	60	令和4年度	27	23	5	1	67	令和5年度	23	18	1	3	73	令和6年度	10	8	3	0	82		引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談	令和2年度	48	0	24	24	54	令和3年度	46	0	21	24	41	令和4年度	19	0	7	13	33	令和5年度	26	1	16	9	54	令和6年度	17	1	3	14	51
	引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談																																																																								
令和2年度	23	11	9	3	70																																																																								
令和3年度	26	19	6	3	60																																																																								
令和4年度	27	23	5	1	67																																																																								
令和5年度	23	18	1	3	73																																																																								
令和6年度	10	8	3	0	82																																																																								
	引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談																																																																								
令和2年度	48	0	24	24	54																																																																								
令和3年度	46	0	21	24	41																																																																								
令和4年度	19	0	7	13	33																																																																								
令和5年度	26	1	16	9	54																																																																								
令和6年度	17	1	3	14	51																																																																								

【保健予防課】

1 課の事務概要

管理係

- (1) 指定難病の患者に対する特定医療費の支給に関すること。
- (2) B型肝炎及びC型肝炎に係る医療費の公費負担に関すること。
- (3) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (4) アスベスト被害の救済に関すること。
- (5) 課の一般庶務に関すること。

感染症対策係

- (1) 感染症の発生時対応に関すること。
- (2) 感染症対策に関すること。
- (3) 特定感染症対策に関すること。
- (4) 感染症発生動向調査に関すること。
- (5) 結核の予防対策及び発生時対応に関すること。

予防接種係

- (1) 予防接種に関すること。

精神・難病支援係

- (1) 精神保健福祉活動に関すること。
- (2) 自殺対策に関すること。
- (3) 難病支援に関すること。
- (4) 精神医療に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 感染症予防対策事業 (1) 感染症予防事業 22,723 千円 ①大津市感染症予防計画に基づいた検査・移送・人員体制の整備と訓練の実施 ②感染症発生動向調査（患者定点・病原体定点）の実施 ・ 感染症発生届出状況 3 類感染症 9 件（令和 6 年 1 月～12 月） 4 類感染症 8 件（令和 6 年 1 月～12 月） ・ 集団発生件数（令和 6 年度） 感染性胃腸炎 47 件 インフルエンザ 7 件 新型コロナウイルス感染症 43 件 ③患者の療養支援や疫学調査、接触者健診、保健指導の実施 ④施設や教育等担当者を対象とした感染症対策研修会の開催 (2) 特定感染症予防対策事業 5,637 千円 ①性感染症、エイズ、ウイルス性肝炎（B 型・C 型）、ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型に関する相談及び検査の実施 ②先天性風しん症候群予防に係る風しん抗体検査事業の実施 (3) 結核予防対策事業 7,695 千円 患者に対する服薬及び療養支援や接触者に対する健診を実施

	令和6年新登録患者数	35人(令和6年1月～12月)
	総結核登録者数	73人(令和6年12月末現在)
(4) 感染症医療療養事業		6,898千円
感染症法第37条及び第37条の2の規定に基づく医療費を負担することによる 患者の適切な治療の支援		
令和6年度実績		
	法第37条（入院）医療費	結核医療 8件
	法第37条の2（通院）医療費	結核医療 46件
2 予防接種事業		
(1) 定期予防接種（ワクチン代、委託料）		1,234,299千円
①高齢者带状疱疹（令和7年度から開始）		
②二種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、四種混合、五種混 合、ヒブ、水痘、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、ロタ、B型肝炎、高齢 者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス		
(2) 風しん任意予防接種に係る費用助成		988千円
先天性風しん症候群予防に係る風しん予防接種費用の助成を実施。（風しん抗体 価が低い方に対し、任意接種費用の半額を助成 上限5,000円）		
令和6年度助成実績 220人		
(3) 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成		1,226千円
造血幹細胞移植により、定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断さ れ、任意でワクチンを再接種した方に費用の助成を行う。		
令和6年度助成実績 4人		

(4) 感染症医療療養事業	6,898 千円
感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定に基づく医療費を負担することによる患者の適切な治療の支援	

令和 6 年度実績		
法第 37 条（入院）医療費	結核医療	8 件
法第 37 条の 2（通院）医療費	結核医療	46 件

2 予防接種事業

(1) 定期予防接種（ワクチン代、委託料）	1,234,299 千円
-----------------------	--------------

- ①高齢者带状疱疹（令和7年度から開始）
②二種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、四種混合、五種混合、ヒブ、水痘、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、ロタ、B型肝炎、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス

(2) 風しん任意予防接種に係る費用助成 988 千円
 先天性風しん症候群予防に係る風しん予防接種費用の助成を実施。(風しん抗体価が低い方に対し、任意接種費用の半額を助成 上限 5,000 円)
 令和 6 年度助成実績 220 人

(3) 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成 1,226千円
造血幹細胞移植により、定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意でワクチンを再接種した方に費用の助成を行う。
令和6年度助成実績 4人

	(4) 予防接種後健康被害救済制度申請受付 48,562千円 予防接種の副反応による健康被害が生じ、予防接種による健康被害の可能性が否定できないと厚生労働大臣が認定したときは、給付を行う。 令和6年度申請受付 8人（新型コロナウイルス 7人、ロタ 1人） 給付対象者 10人 3 難病支援対策事業 (1) 難病患者地域支援対策推進事業 638千円 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、訪問相談事業、研修事業、災害対策支援の実施 (2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業 37千円 厚生労働省が指定する難病の治療に要した特定医療費の支給認定申請の受付事務を県より受託して実施 4 精神保健福祉事業 3,383千円 (1) 精神保健相談事業 ① 一般精神、思春期・ひきこもり、依存症、高齢者相談について、専門医師、心理職及び保健師により、医療や在宅療養に関する相談・支援の実施 ② 精神障害者の退院後支援体制の整備 ③ 精神障害者や精神保健に関する課題を抱える方への早期介入・支援事業の実施 ④ 精神科救急医療相談 (2) 家族支援 家族教室・交流会、家族会支援の実施
--	--

	(3) 自殺対策強化事業 自殺対策連絡協議会の開催、自殺予防に向けた市民啓発と相談機関職員等への相談対応研修、大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の実施 5 健康被害対策事業 11 千円 (1) 被爆者対策事業 医療費の給付、各種手当の申請窓口事務、健康診断の実施（検診費用負担を除く）。 また、原爆二世に対する検診の案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を県より受託して実施 (2) アスベスト対策事業 救済給付の受付事務を独立行政法人環境再生保全機構から受託して実施
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について 令和7年4月から以下の対象者に定期接種を開始 対象者：年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方及び100歳以上の方 2 ワクチンの流通状況等を理由に経過措置が設けられたもの (1) 子宮頸がんワクチン 対象者：平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに子宮頸がんワクチンを1回以上接種し、接種を完了していない方 期間：令和8年3月31日まで (2) 麻しん風しんワクチン 対象者：令和6年度に第1期、第2期、第5期（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、抗体が不十分な方に限る）に該当する方で、ワクチンの流通不足等が理由で麻しん風しんワクチンを接種できなかった方 期間：令和9年3月31日まで
-----------------------------	---

【健康推進課】

1 課の事務概要

管理係

- (1) 健康増進に係る保健施策の調整に関すること。
- (2) 総合保健システムに関すること。
- (3) 課の一般庶務に関すること。

健康支援係

- (1) 健康増進(がん検診に関するものを除く。)に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (4) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (5) 生活習慣病等の疾病対策に関すること。
- (6) 健康教育及び健康相談(乳幼児に関するものを除く。)に関すること。
- (7) 各種の健康診査及び検診(乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健診並びにがん検診を除く。)に関すること。
- (8) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく受動喫煙の防止対策の推進に関すること。
- (9) 歯科保健(乳幼児に関するものを除く。)に関すること。
- (10) 食育の推進及び普及に関すること。
- (11) 健康推進関係団体への支援に関すること。

がん対策推進係

- (1) 健康増進(がん検診に関するものに限る。)に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) がん対策の普及及び啓発に関すること。
- (3) がん検診に関すること。
- (4) 肝炎ウイルス検診に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 総合保健センター管理運営 36,426千円 市民の健康の保持及び増進並びに疾病の予防を図るための拠点である総合保健センターの施設の維持管理 2 健康フェスティバルの開催 300千円 市民一人一人が健康を振り返り、あるいは体験を通して健康づくりを見直すきっかけとなることを目的として開催 3 健康増進事業 (1) 健康診査、健康教育、健康相談等保健事業の実施 ①健康教育相談事業 234千円 健康増進法等に基づく、健康教育、健康相談、訪問指導等の実施 ②健康推進事業 1,572千円 健康推進員養成講座や健康推進員研修の実施 ③基本健康診査事業 2,960千円 医療保険に加入していない生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施 ④歯科保健推進事業 7,656千円 当該年度内において25歳、30歳、35歳、40歳、45歳及び妊婦を対象とした歯周病検診の実施（25歳及び妊婦については無料）

	⑤ 肝炎ウイルス検診事業 11,323千円 当該年度内において40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していない市民を対象とした検診の実施 ⑥ 後期高齢者健康診査事業 113,410千円 滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査を実施（令和6年度から健康診査の対象者を拡大） ⑦ 受動喫煙防止対策事業 727千円 改正健康増進法による受動喫煙防止の趣旨が理解されるよう市民及び事業所に対して周知啓発を行う。また、義務違反行為等の通報があった事業者に対して講ずべき措置等の指導を実施 (2) 大津市がん対策推進条例に基づいたがん対策の推進 ① がん対策推進委員会及び働く世代のがん対策推進会議の開催 220千円 ② TACキャンペーン及び市民フォーラムの開催（「大津市がんについて考える日」関連事業） 1,327千円 ③ アピアランスケア支援事業（医療用ウィッグ、乳房補整具等費用助成）の実施 1,810千円 4 がん検診推進事業 (1) 健康増進法に基づく対策型検診（胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん結核）の実施 290,953千円 (2) 胃がんリスク検診の実施 724千円 (3) がん検診受診率向上を目的とした無料クーポン券や受診案内等による個別勧奨を実施 18,238千円
--	---

	5 国民健康保険保健事業【国民健康保険事業特別会計】 (1) 特定健康診査・特定保健指導 225,958 千円 40～74 歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施 (2) 保健事業 62,006 千円 ①糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化による合併症の発症抑制などを目的とした保健指導等を実施 ②特定健康診査受診率向上を目的としたハガキや SMS 等による受診勧奨
4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画	特になし
5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	特になし
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 アピアランスケア助成事業に係る補助対象品目の拡充 外見の変化による苦痛を軽減し、がん患者の社会生活を支援することを目的とするアピアランスケア助成事業について、従来からの頭髮補整具（ウィッグ、帽子等）に加え、令和 7 年度より新たに乳房補整具（補正下着、人工乳房等）を補助対象とする。 2 歯周病検診の対象者の拡大 若年からの歯周病予防の更なる推進のため、従来からの対象者（30 歳、35 歳、40 歳 45 歳及び妊婦）に加え、令和 7 年度より新たに 25 歳を対象とし、歯周病検診を実施する。（25 歳及び妊婦については無料）